

令和2年4月8日

緊急事態宣言発令に伴う
港区社会福祉協議会事務局執行体制等についてのお知らせ

緊急事態宣言が発令されたことに伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、港区社会福祉協議会の事務局執行体制等について、緊急事態終了が宣言されるまでの間、下記のとおりとさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に関するご相談等、緊急事態宣言下において区民生活に必要な不可欠な支援・事業については、これまでどおり実施いたします。

ご不便をおかけすることになり、大変申し訳ございませんが、ご理解・ご協力の程よろしく
お願い申し上げます。

記

1 事務事業・会議の一部縮小及び中止等

詳細はこちら ⇒ [新型コロナウイルス感染拡大防止に向けてのイベント・講座等の中止・延期等について](#)

2 職員の勤務体制

時差出勤に加え、ローテーション勤務を実施します。

3 事務局開設時間

通常どおり、祝休日・年末年始を除く月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分

4 電話・FAX・メール対応

通常どおり行います。

【問い合わせ】

東京都港区六本木5-16-45
社会福祉法人 港区社会福祉協議会
電話03(6230)0280